

心ない放置自転車はみんなの迷惑です。



条例により、放置自転車は
撤去します。

放置自転車等は、歩行者の通行障害となるばかりか、近隣の方々の迷惑になります。また、都市の美観を損ねることにもなります。自転車等は必ず駐車場へ置いてください。



- 放置禁止区域は直ちに撤去します。
- 放置規制区域は2日後に撤去します。

撤去された自転車を引き取るには

引取に必要なもの

- 撤去保管料 自転車…………… 2,000円
原動機付自転車…3,000円
自動二輪車…………… 4,110円

- かぎ ●印鑑
- 引取通知書(送付された方のみ)
- 身分を証明できるもの

引取の取扱い日時

平日 午前8時30分から午後5時15分
(土・日曜日、祝日・年末年始は休み)

自転車の盗難防止をしましょう!

自転車・原付を盗まれないために

- カギはワイヤー錠等で**二重ロック!**
- 住所・氏名を明記する
- ※自転車などは**防犯登録**をしましょう
自転車販売店で実施しています。

防犯登録をすると

- 盗まれても持ち主がわかる。
- 盗まれても発見されやすい。

もし、盗まれたら

必ず、所轄の交番へ盗難届を!

●自転車等とは…

自転車と原動機付自転車(50cc以下)をいいます。

●自転車等の放置とは…

利用者が自転車等を離れ、直ちに移動できない状態をいいます。

●ワイヤー等で樹木などに結んでいる場合でも、切断して撤去します。